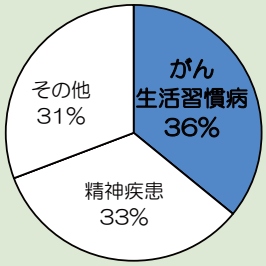
平成25年度の健康診断のご案内



～皆さん１年に１度、健診を受けていますか？～

今年度も健診の実施を予定しています。今金町国保加入者の長期入院の原因疾患（下記の図）では、がん・生活習慣病が４割近くを占めており、その患者のほとんどが健診を１度も受けたことがない方でした。皆さんの身体は日々変化しています。がんや生活習慣病は、自覚症状が乏しいため、毎年健診を受けることが非常に大切になります。

今金町国保加入者の長期入院の原因疾患



がん・生活習慣病患者の９割以上が健診を受けたことがなく、病気に気づかないうちに重症化していました。

生活習慣病とは・・・
脳卒中、心疾患、腎不全、糖尿病、高血圧、脂質異常症の症状です。



平成25年度　健診年間日程

◎夏期健診（予定）
場所　としべつ保健センター
日時　６月14日（金）～ 16日（日）

◎地区巡回健診（予定）
場所　神丘・種川・金原・八束の地区会館
日時　11月15日（金）～ 18日（月）

◎冬期健診（予定）
場所　としべつ保健センター
日時　１月24日（金）～ 26日（日）

◎女性の検診（予定）
場所　としべつ保健センター
日時　６月30日（日）、１月20日（月）

健診内容（共通）

基本健診	がん検診	感染症検診
・特定健診	・肺がん検診	・エキノコックス症検診
・住民健診	・前立腺がん検診	・肝炎ウイルス症検診
	・大腸がん検診	
	・胃がん検診	

＊夏期健診から胃がん検診、社会保険加入者の特定健診を実施予定しております。詳細は時期が近くなりましたら、チラシ・回覧でお知らせします。

女性のがん検診内容

・乳がん検診、子宮がん検診、経腟エコー検査
＊検診の対象は２年に１度となっております。

個別で受ける特定健診（直接医療機関と日程調整し、ご都合の良い時に受けられます。）

医療機関	料金と対象	検診内容
特定健診は、随時実施しております。 申し込みは直接医療機関へ申込み下さい。	40歳以上の 今金町国民健康保険加入者で・・・ ○40歳から69歳　８００円 ○70歳以上　無　料	○血液検査・・・ 血糖、脂質、肝機能、 腎機能、貧血 ○血圧測定 ○検尿 ○身体計測
○今金町国保病院場所 瀬棚郡今金町字今金１７－２ ＴＥＬ　０１３７－８２－０２２１		
○今金診療所 瀬棚郡今金町字今金３５９－１２ ＴＥＬ　０１３７－８２－４１８７		
○岩間医院 瀬棚郡今金町字今金４８ ＴＥＬ　０１３７－８２－００５７		



☆ご報告　寄附のお礼☆

３月25日語り部南栄広場のみなさんから保健福祉課へ手作り雑巾のご寄附をいただきました。保健事業等で大切に使わせていただきます。誠にありがとうございました。語り部南栄広場は、月１回南栄会館で、交流、勉強、研修参加など幅広く活動しています。

☆問合せ先・・・保健福祉課健康推進グループ　保健師　☎　８２－２７８０

児童手当について

保健福祉課からのお知らせ

支給対象者

●中学校3年生までの児童を監護し、かつ生計を同じくする父又は母のうち、所得の高い方が受給資格者となります。
※単身赴任の場合を除き、児童と同居している方が受給することがありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。
●父母が養育していない児童を監護し、同居する養育者
●未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合）
●施設入所等児童の施設設置者、又は里親

支給額

3歳未満	15,000円
3歳～小学校終了前　第1子、2子	10,000円
3歳～小学校終了前　第3子以降	15,000円
中学生	10,000円

※第3子以降の数え方は、18歳到達後最初の3月31日までの児童から数えます。
※所得超過世帯については、児童1人につき5,000円

所得制限基準額

扶養親族の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

支給月

●認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。なお、原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが15日（休日の場合は前日）に支給されます。

請求に必要なもの

●認印
●請求者名義の普通預金通帳
●請求者本人の健康保険証または年金加入証明書（請求者が厚生年金加入の場合）
●1月1日現在に今金町以外の市町村に居住していた方は、その市町村の発行する所得証明書
※その他必要に応じて書類を提出していただくことがあります。



申請内容に変更が生じた場合

●出生等により、養育する児童の数が増えたとき
●受給者または児童が町外に住所を変更したとき
●町内で住所を変更したとき
●氏名が変更したとき
●受給者の死亡、結婚等で、児童の養育者が変更したとき
●受給者が公務員になったとき又は無くなったとき
●手当の振込口座を変更したいとき
※事由の発生した日（出生等）の翌日から起算して15日以内に必ず届出をして下さい。



現況届

児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するために、毎年6月に「現況届」の提出をお願いします。
受給者の方には、現況届を送付しますので、速やかに提出をお願いします。
なお、この届出の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意下さい

◎詳しくは下記までお問い合わせください。
保健福祉課総務グループ
☎82－2780

